

別表六の二(十六)

「14」、「45」又は「51」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。
 ※地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成30年6月1日)以後に終了する連結事業年度

特定の地域又は地方活力向上地域等において雇 用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 に関する明細書	連 結 事 業 年 度	.	.	法人名	
当該連結親法人事業年度開始の日の前日に における雇業者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付 表「1」の合計)	1	人	調 整 基 準 雇 用 者 数	8	人
基 準 雇 用 者 (各連結法人の別表六の二(十六)付表 「2」の合計)			(2)-(16)		
基 準 雇 用 (2) (1)					
給 与 等 支 給 額 (各連結法人の別表六の二(十六)付表 「3」の合計)					
比 較 給 与 等 支 給 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「53」の合計)	0		((10)と(11)のうち少ない金額)	12	
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」 又は別表一の二(三)「2」)	6		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7」の⑬)	13	
特定地域基準雇業者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「12」の合計)	7	人	当 期 税 額 控 除 額 (12)-(13)	14	
<p>「14」欄</p> <p>特定の地域において雇業者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(特定地域 基準雇業者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成30年旧措置法第68条の15の2第1項」 ② 「区分番号」欄：「10571」 ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額</p>					
<p>「45」欄</p> <p>地方事業所基準雇業者数に係る当期税額控除額の計算</p> <p>特定の地域において雇業者の数が増加した場合の法人税額の特別控除※1又は地方活力向上地域等 において雇業者の数が増加した場合の法人税額の特別控除※2(地方事業所基準雇業者数により税額控 除額を計算している場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成30年旧措置法第68条の15の2第2項」※1又は「第68条の15の 2第1項」※2 ② 「区分番号」欄：「10583」※1又は「10607」※2 ③ 「適用額」欄：「45」欄の金額</p> <p>※1 平成30年旧措置法第68条の15の2第2項(区分番号：「10583」) 平成30年4月1日前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の15の2第1項(区分番号：「10607」) 平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度</p>					
対 象 非 特 定 新 規 雇 用 者 数	99		結 以 前 額	60万円×(18)+50万円×((22)+(26))	97
<p>「51」欄</p> <p>特定の地域において雇業者の数が増加した場合の法人税額の特別控除※1又は 地方活力向上地域等において雇業者の数が増加した場合の法人税額の特別控除※ 2(地方事業所特別基準雇業者数により税額控除額を計算している場合)を適用し ている場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成30年旧措置法第68条の15の2第3項」※1 又は「第68条の15の2第2項」※2 ② 「区分番号」欄：「10555」※1又は「10608」※2 ③ 「適用額」欄：「51」欄の金額</p> <p>※1 平成30年旧措置法第68条の15の2第3項(区分番号：「10555」) 平成30年4月1日前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の15の2第2項(区分番号：「10608」) 平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度</p>					
対 象 非 特 定 新 規 雇 用 者 超 過 数 ((16)-(18)-(22)) と (29) のうち少ない数	30		当 期 税 額 控 除 額 (43)-(44)	45	
<p>地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 当 期 税 額 控 除 額 の 計 算</p>					
地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「38」の合計)	46	人	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (47)と(48)のうち少ない金額)	49	円
地 方 事 業 所 特 別 税 額 控 除 限 度 額 30万円×(46)-(46の内書)+20万円×(46の内書)+ (各連結法人の別表六の二(十六)付表二「13」の合計)	47	円	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7」の⑬)	50	
差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (49)-(47)又は(41)-(別表六の二(十五)「16」)-(42)	48		当 期 税 額 控 除 額 (49)-(50)	51	

(注) 本別表は、「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)以後に終了する連結事業
 年度が対象となります。
 平成30年4月1日から「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)の前日までの
 間に終了する連結事業年度については、P32をご参照ください。

別表六の二(十六) 平成三十・六・一以後終了連結事業年度分